

技術者教育プログラムの履修に関する申合せ
(香川大学工学部信頼性情報システム工学科)

制定 平成17年3月7日工学部教務委員会承認
一部改正 平成18年3月10日工学部教務委員会承認
一部改正 平成18年12月4日工学部教務委員会承認
一部改正 平成19年5月7日工学部教務委員会承認

(趣旨)

第1条 香川大学工学部信頼性情報システム工学科（以下「本学科」という。）における技術者教育プログラムの履修に関しては、香川大学工学部規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

(技術者教育プログラムのコース及び学習分野)

第2条 本学科に、技術者教育プログラムとして、信頼性情報システム工学総合コース及び信頼性情報システム工学専修コースを置く。

2 前項に規定する信頼性情報システム専修コースには、情報工学、電子通信工学及び信頼性工学の学習分野を置く。

3 第1項及び第2項に規定するコース及び学習分野の定員は、設定しないものとする。

(技術者教育プログラムの履修)

第3条 本学科の技術者教育プログラムを履修できる者は、本学科の学生（以下「本学生」という。）とする。

2 前条第1項及び第2項に規定する信頼性情報システム工学総合コース及び信頼性情報システム工学専修コースの履修方法等については、本学科が別に定める。

(コース及び学習分野の選択)

第4条 本学生は、第3年次第1学期の始期において、第2条第1項に規定するコースを選択しなければならない。ただし、第2年次第1学期終了時における履修制限を受けている本学生を除く。

2 香川大学学則（以下「学則」という。）第33条第3項に規定する第3年次編入学のほか、学則第34条、第35条、第36条及び第37条の規定により本学科の第3年次に入学（以下「転入学等」という。）を許可された本学生は、入学時において、第2条第1項に規定するコースを選択しなければならない。

3 第2条第1項に規定する信頼性情報システム工学専修コースを選択した本学生は、第3年次第2学期の始期に第2条第2項に規定する学習分野を選択しなければならない。

4 コース及び学習分野の選択は、本学科が別に定めるところにより、本学生の選択を制限することがある。

(コース及び学習分野の申請並びに決定)

第5条 前条のコース及び学習分野の申請は、本学科の指定する期日までに、本学生が本学科の学科長（以下「学科長」という。）へ、本学科が指定する書類を提出しなければならない。

2 前項により申請があったコース及び学習分野については、本学科の学科会議（以下「学科会議」という。）において当該学期の履修登録締切日までに決定する。

(コース及び学習分野の変更申請並びに承認)

第6条 コースまたは学習分野を変更する場合は、本学科の指定する期日までに、本学生が学科長へ、本学科が指定する申請書類を提出しなければならない。

2 前項に定める本学科の指定する期日は、原則として、第3年次第2学期の10月およびそれ以降の4月の指定する期日とする。

- 3 第4年次以降の10月に変更の希望があれば、その申請の是非を、そのつど学科会議で審議する。
- 4 第1項の規定により変更申請があったコース及び学習分野については、学科会議において当該学期の履修登録締切日までに決定する。その際、コース変更は以下の場合において承認されるものとする。
 - (1) 信頼性情報システム工学専修コースから信頼性情報システム工学総合コースへの変更
信頼性情報システム工学専修コースの科目選択の制約によって履修を続けた場合、在学期間4年（編入生については2年、留年生については最短期間）での卒業が困難であるが、信頼性情報システム工学総合コースに変更すれば卒業が可能である場合で、かつコースの変更が学生の利益にとって望ましいと判断された場合。
 - (2) 信頼性情報システム工学総合コースから信頼性情報システム工学専修コースへの変更
原則として変更を認めない。学生に強い希望がある場合で、かつ信頼性情報システム工学専修コースへの変更後最低2年間の在学を条件とする。
 - (3) 信頼性情報システム工学専修コース内の学習分野の選択の変更
学習分野の変更を希望する理由が明確かつ適切であると学科会議で判断された場合。
(技術者教育プログラムの修了要件)

第7条 技術者教育プログラムの信頼性情報システム工学総合コース及び信頼性情報システム工学専修コースを修了するためには、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 規程第7条に規定する卒業要件を満たしていること。
- (2) 本学科が別に定める信頼性情報システム工学総合コース及び信頼性情報システム工学専修コースの修了要件を満たしていること。
(その他)

第8条 この申合せに定めるもののほか、技術者教育プログラムの履修に関し、必要な事項は、学科会議において別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、平成15年度入学生及び平成16年度入学生並びに平成15年度入学生及び平成16年度入学生の属する年次に編入学、転入学等により入学する学生についても適用する。

附 則

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成19年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成19年5月7日から施行する。